

類聚名義抄における和名類聚抄を出典とする和訓の摂取法について

— 原撰本編纂、改編、改編後の増補、の三段階に着目して —

山本秀人

一、問題の所在

類聚名義抄（以下「名義抄」と略称）の原撰本たる凶書寮本において、和名類聚抄（以下「和名抄」と略称）が基本的な出典の一つとなっており、和名抄の和訓が音注や義注等と共に多く引かれていることは、周知の如くである。^①一方、原撰本を基に改編して成立した改編本名義抄の一本たる観智院本にも、和名抄の和訓が多く取入れられていることが知られている。^②その多くは、原撰本の和名抄出典の和訓を継承したものと見られるが、中には次のような例も見られる。（以下、凶書寮本名義抄、観智院本名義抄、和名抄の用例は、夫々〈凶〉〈観〉〈和〉として掲げる。また、高山寺本名義抄、蓮成院本名義抄におけるその和訓の存否を、夫々〈高〉〈蓮〉として○×で表示する。^③）

① 〈和〉明星 兼名苑云歳星一名明星此間云保加（元和本、卷一 2丁表）

〈観〉明星アカホシ（佛中八六頁・日部） 〈高〉○ 〈蓮〉○

〈観〉歳星アカホシ（同右） 〈高〉○ 〈蓮〉×

観智院本の「明星アカホシ」「歳星アカホシ」は、共に和名抄の右掲に拠ったものと見られるが、後者は、観智院本と同じ改編本の一本である蓮成院本には登載されていない。そこで、熟字訓に限定して、観智院本における和名抄出典と

見られる和訓を、高山寺本、蓮成院本と対比すると、三本が重なり合う部分については、右掲の「歳星^{アカホシ}」の如く高山寺本に有り蓮成院本に無いものが10例存し、高山寺本の現存しない部分をも含めると、蓮成院本に登載されていないものは40例以上になる。

筆者は、先に、拙稿「改編本類聚名義抄における新撰字鏡を出典とする和訓の増補について——熟字訓を対象として——」(国語学第百四十四集、昭和61年3月)において、観智院本に見られる新撰字鏡出典の熟字訓が、高山寺本、西念寺本にはほぼ同様に見られるのに対して、蓮成院本にはその大多数が存しないことを述べ、蓮成院本は、改編本の中でも、新撰字鏡出典の熟字訓が未だ取入れられていない段階の姿を伝えているのではないかとすることを述べた。右の、観智院本における和名抄出典と見られる熟字訓の一部が蓮成院本に存しないという状況は、これに良く似ており、観智院本における和名抄出典の熟字訓には、改編の際原撰本から継承されたものその他、改編後に更に追補されたものであることを物語つていよう。観智院本に、原撰本を経由して和名抄出典の和訓が沢山入っていることを考えると、その上更に、どのような和名抄の和訓が追補されたのか興味を持たれる。

本稿では、この点に注目し、名義抄における和訓の出典研究の一つとして、先ず図書寮本における、和名抄の和訓の摂取の仕方を整理検討する。次いで、観智院本における、原撰本(図書寮本)からの和名抄出典の和訓の受容の仕方を検討し、更に、改編後に追補されたと思われる和名抄出典の和訓について、それが和名抄においてどのような位置にある和訓であるのかを中心に検討したい。

二、図書寮本における和名類聚抄の和訓の摂取法

ここでは、図書寮本に引かれた和名抄の和訓について、その摂取の仕方を検討する。その際、後述の、改編後に追補された和名抄出典の和訓についての検討との関連上、対象を熟字訓に限定した上、次のような視点によって検討を

行う。

例えば後掲③を例に採れば、和名抄の和訓「保々豆木」は直接的には「洛神珠」に附されているが、拡げて考えれば、「酸漿一名洛神珠」とある「酸漿」にもこの和訓が当たるとの見方も可能である。このような場合、図書寮本では、両者の語と和訓とをいかに扱っているのかという点に、検討の視点を絞りたい。従って、熟字訓の中でも、和名抄において③の「洛神珠」「酸漿」の如き語の対が存する場合に限定して検討する。また、夫々の語が標出語として図書寮本に採られているか否かが、同本の現存部分^⑤において判断できる場合に限る(後掲⑦に対する説明を参照)。

和名抄には右の如き語の対の現れ方に幾つかの型があり、以下、それを第一類から第九類に分けた上で、図書寮本における両者の語と和訓との扱いについて検討する。〔A〕は和名抄において直接和訓が附されている語、〔B〕はその和訓、〔B〕は直接には和訓が附されていないながら〔A〕に附された和訓が当たるとの見方が可能となる語を表す。〔B〕は複数種の場合もある。なお、和名抄の挙例中、Aの語には||、Bの語には|、和訓には……の各傍線を施す。図書寮本の挙例中、和名抄出典以外の注記は原則として省略する。

〔第一類〕 〔A〕 〔B〕 …… 〔A〕 〔B〕 …… 〔B〕 〔調同〕 等 (1例)

② (和) 珠 白虎通云海出明珠日本紀略云

玉 四聲字苑云玉和名上阿寶石也 (以下略) (元和本、卷十一18丁表)

〔図〕 眞 〔逐〕 川云之良太真 平平平平 (二六五頁・玉部) 白 〔逐〕 川云平平 眞珠同 (二五八頁・玉部)

図書寮本はA「眞珠」、B「白玉」の両者を共に標出語として取上げている。しかし、和訓は和名抄に従ってA「眞珠」のみに記しており、B「白玉」では和名抄の注記内容に従って「禾一与眞珠同」とし、直接には和訓を記していない。第二類以下においても、このような場合が多い。

〔第二類〕 〔B〕 一名 A 〔B〕 〔B〕 俗用 A 〔B〕 等 (11例)

「一名」や「俗用」を同列に扱うことには問題が残るかもしれないが、今は形態に注目して一括した。

図書寮本がA、B両語を標出するものは、11例中9例に及ぶ。但し、その内の8例は、

③ 〈和〉酸漿 兼名苑云酸漿一名洛神珠和名酸漿 (元和本、卷二十13丁表)

〈図〉酸〔巻川云一名〕 (五三頁・水部) 洛神〔洛神珠〕 (〔巻平保三郎〕)

④ 〈和〉石衣 本草云石衣一名石髮和名知比 (元和本、卷二十17丁表)

〈図〉石衣〔巻川云一名〕 髮〔平保三郎〕 (二四七頁・石部) 石〔巻川云一名〕 (三二七頁・衣部)

⑤ 〈和〉日本琴萬葉集云梧桐日本琴一面〔中略〕 (元和本、卷四12丁表)

〈図〉日本〔巻川云俗用倭〕 (〔夜未度古度〕) (二七〇頁・玉部)

の如く、和名抄に従ってAの語のみに和訓を掲げている。他の1例は、

⑥ 〈和〉絡石 本草云絡石一名領石和名蘇敬曰此草苞石木而生故以名之 (元和本、卷二十20丁表)

〈図〉絡〔巻川云一名〕 領〔巻川云一名〕 (二四七頁・石部) 絡石〔巻川云一名〕 (二九五頁・糸部)

であり、石部にB「絡石」、A「領石」両語を標出し、先の8例の如くAのみに和訓を記すが、別に糸部にもB「絡石」を標出してそこに和訓を記す。Bの語にも和訓を掲げた例となる。

また、次掲の如く、Bの語を全く標出せず、Aの語のみを標出してそこに和訓を掲げる例も1例見られる。

⑦ 〈和〉促織 兼名苑云絡緯一名促織和名波太 鳴聲如急織機故以名之 (元和本、卷十九19丁表)

〈図〉促〔巻平波太於利米上上占上〕 (二九五頁・糸部) 「絡緯」は糸部になし

B「絡緯」は上位字下位字とも糸部の字であり、この語が図書寮本の現存しない部分に標出されていた可能性は考え難い。なお、三卷本色葉字類抄(以下〈色〉)として挙列、標出字の声点略)も和名抄を多数引くことは周知の如くである。参考までに同書を掲げれば、

〈色〉促織〔ソクシヨウ〕 (前田本、上23丁表・八動物)

故以名之

必然的に生じたことであるが、後述の、名義抄改編後における和名抄出典の和訓の追補の問題とも関わって来て、注意される。

なお、「球琳」「琅玕」「琨瑤」「琬琰」に「白玉」の和訓「之良太麻」が当ると考えることは、語義から考えてそれ自体無理があるように思われるが、三卷本色葉字類抄では、

〔色〕 珠シラタマ 玉同 球琳 瑯玕 琨瑤同 琬琰同 (前田本、下74丁表・シ雑物)

の如く、「玉」を含め、Bの語総てに「シラタマ」を当てている(但し「白玉」は標出していない)。

第六類の内、他の4例は、図書寮本がAの語のみを標出してそこに和訓を引くものである。

⑬〔和〕墳墓 周禮注云墓同塚同地也廣雅云塚同葬地也方言云墳同並塚名也 (元和本、卷十四21丁裏)

〔図〕墓川云二字義同 (二二九頁・土部) 〔墳墓〕「塚塋」は土部になし。「墳」「壙」「塚」は和名抄を引かず)

右例では、図書寮本に「墳」「壙」「塚」の標出語は存するが、それらに和名抄は引かれていない。従って、和名抄との関係においては、これらは標出されていないことに準じて考えた。「墳墓」「塚塋」は全く標出されていない。

〔第七類〕〔 \square : \square A \square / \square B〕 (Bは単字、AはBを構成素とする熟字) (5例)

第七類、第八類は、和名抄において、AとBとの語の一方が単字、他方はそれを構成素とする熟字のものであり、熟字に対する注をもって単字を説明したり、逆に単字に対する注をもって熟字を説明したりするものである。第六類に属するとも考え得るが、レベルの相違を考えて別類とした。これらの内、Aが熟字でBが単字のものを第七類とした。

第七類の5例の内、図書寮本がA、B両語を標出するのは、

⑭〔和〕游塙 唐韻云塙音同韓氏漢語遊也 (以下略) (元和本、卷十六7丁裏)

〔図〕塙川云二同 游同 (上三三頁・土部)

等2例であり、定石通りAの語のみに和訓を引く。この場合も第六類と同じく、図書寮本の注記は、B「堀」にA「游堀」の和訓「由賀」が当る可能性を示唆するものとはなっていない。

他の3例は、図書寮本がAの語のみを標出して、そこに和訓を引くものである。

②〈和〉糶車 説文云糶蘇野反楊氏漢語抄車車音着絲於竿也車音箋注本、卷六55丁裏

〔図〕車 車川云沼波加不利 (上上上濁字) (三二五頁・糸部) (標出語「糶」には和名抄を引かず)

〔第八類〕〔B〕 〔A〕 (Aは単字、BはAを構成素とする熟字) (8例)

この類では、和名抄において、Bの熟字はいずれも見出語としてのみ出現し、注文中には現れない。

8例の内、図書寮本がA、B両語を標出するのは、

②〈和〉衿帶 陸詞曰衿音與同和名比較比小帶也 (以下略) (元和本、卷十二24丁裏)

〔図〕衿 〔衿〕川云二身同平 比較比上上濁字 (二七九頁・巾部) 衿川云二身同平 比較比上上平濁 (三三一頁・衣部)

の1例のみであり、しかもA、B両語に和訓を引いており、第七類までの定石とは異なっている。

他の7例の内3例は、次掲の如く、Aの単字のみを標出して、そこに和訓を引く。

③〈和〉緋帶 唐韻云緋調平反與同織絲爲帶也 (元和本、卷十二24丁裏)

〔図〕緋 緋川云二身同平 比較比上上濁字 (三二二頁・糸部) (「緋帶」は糸部、巾部になし)

一方、Bの熟字のみを標出するものも、

④〈和〉淋病 聲類云淋音林字亦作淋之波山波利小便數也 (元和本、卷三22丁裏)

〔図〕淋病 淋川云二身同平 比較比上上濁字 (四七頁・水部) (「淋」の単字標出は水部になし)

等3例あり、そこに和訓を引く。このように、Bの語のみを標出する例が比較的多いことも、第七類までとは異なっている。

残りの1例は、状況が複雑であるので説明を省略する。

〔第九類〕
B A B A (Aは単字、BはAを構成素とする熟字) (5例)

第九類は、和名抄において、和訓が直接には、熟字に対するものか単字に対するものかが判然としないものである。従って、第八類までのAの語とBの語との対立関係とは、多少趣が異なる。しかし、これらは、解釈の仕方によって和訓の取上げ方に差異が生じ得るものであり、後述の、名義抄改編後における和名抄出典の和訓の追補との関わりが出て来る。

5例の内、図書寮本が熟字、単字の両語を標出するのは、

⑳ (和) 臨瀝 病源論云臨瀝音臨之太天由波利小便滴瀝也 (元和本、卷三二丁裏)

〔図〕 瀝川云一瀝 臨川云之天由波利 (五〇頁・水部)

等2例であり、いずれも熟字のみに和訓を引く。

他の3例の内2例は、

㉑ (和) 海 (中略) 日本紀私記云 (中略) 滄溟滄音蒼阿字 (箋注本、卷一四七丁裏)

〔図〕 滄溟上川云一海 (中略) 滄溟滄音蒼阿字 (五頁・水部)

の如く、熟字のみを標出し、そこに熟字訓として和訓を引くが、単字に対する注(音注のみ)をも併記するものである。

残りの1例は、

㉒ (和) 樹汁 蘇敬本草云松瀝瀝音瀝和名取松枝燒其上承取汁之名也 (元和本、卷一三三丁裏)

〔図〕 瀝川云一瀝 樹汁蘇敬本草云松瀝 (四一頁・水部)

と、逆に単字のみを標出し、その単字に対する注(音注のみ)を引くが、更に熟字を注文中に掲出して和訓を引くも

のである。^⑬

このように三様があるものの、ここに上つた5例では、凶書寮本はいずれの和訓も熟字に対するものと捉えている。以上、和名抄における形態に従つて、第一類から第九類に分けて検討を行った。これらの分類は必ずしも厳密なものではなく、特に第四、五、六類では、どの範囲までこの分類として取上げるかが必ずしも明瞭でないため、用例数は多少変動し得る。また、和名抄において、見出語にAの語が来る場合、Bの語が来る場合等があつて、⑧⑫⑬⑭や第八類において若干触れた如く、それらとの関係についての検討も更に必要であろう。しかしながら、以上の検討により、(1)凶書寮本はAの語とBの語との両者を標出することが多いが、その場合も和訓は概してAの語のみに掲げるという傾向のあること、(2)Aの語のみを標出してそこに和訓を掲げ、Bの語を標出しないという場合が多いこと、(3)その他にも和訓、標出語の採り方に幾つかの型があることなどが明らかになつたと思う。

三、観智院本における、原撰本からの和名類聚抄出典の和訓の受容法について

名義抄の改編本は、原撰本の和訓の殆どを取入れた上、更に多くの和訓を増補して成立している。従つて、原撰本に採られている和名抄の和訓も、その殆どが観智院本を始めとする改編本に継承されている。加えて、後に検討する如く、観智院本には、改編後に更に追補された和名抄出典の和訓も存するようである。ここでは、改編後の追補訓について検討する前に、観智院本が、原撰本に採られている和名抄の和訓をどのように取入れているのかについて、概略検討しておきたい。^⑮ その際、やはり、先の凶書寮本と和名抄との比較において視点にした、Aの語とBの語との対を問題にする。

先の検討において、凶書寮本(原撰本)においては、和名抄のAの語とBの語との両者を標出して、Aの語のみに和訓を引く場合が多いことを述べた。このような場合、観智院本では、それらの語と和訓とをどう継承しているの

あろうか。結論を先に述べれば、観智院本では、Aの語は無論のこと、Bの語に対してもAに附された和訓を当てて掲げる場合が多い。例えば、

⑳ 〔図〕 眞 〔珠〕 川云之良太麻 (平半平半) (二六五頁・玉部) 白 〔匡〕 川云平与 (珠同) (二五八頁・玉部) (先掲②をも参照)

〔観〕 眞 〔珠〕 シラタマ (法中二四頁) 白玉 〔珠〕 シラタマ (法中一三頁)

㉑ 〔図〕 水 〔匡〕 川云二名月 (珠水精) (二五八頁・玉部) 月 〔珠〕 不十五都度或太方 (上上海上平半) (二六五頁・玉部)

〔観〕 水 〔匡〕 水トルタマ (平上〇〇) (法中一三頁) 月 〔珠〕 水トルタマ (平上〇〇) (法中一四頁)

の如くである。図書寮本の㉒「禾与眞珠」㉓「二名月珠」が、観智院本では夫々、和訓「シラタマ」「水トルタマ」に置換えられている。

但し、Aの語とBの語とが連続して標出される場合には、観智院本においては、次掲以降の和訓は「同」をもって示されるのが原則である。

③① 〔図〕 大口 〔傍〕 千於俣久知乃八加麻 (平上上上平半) 二云来一 表 〔傍〕 見上注 (三三六頁・衣部) (先掲⑨をも参照)

〔観〕 大口袴 〔平〕 平半平上ノハカマ 表 〔傍〕 同 (法中一五一頁)

③② 〔図〕 天 〔河〕 川云禾天 (漢禾在下) 漢 〔河〕 一名禾一 (又云天河) 銀 〔河〕 又云禾名阿麻乃買波 (平半平上平) (七頁・水部)

〔観〕 天 〔河〕 アマノカハ 漢 〔河〕 同 銀 〔河〕 同 (法上一二頁)

の如く、Aの語、Bの語に拘らず「同」が用いられており、この「同」は単に前掲の和訓を示すものであって、和訓と同等に考えて良い。即ち、③①の如き例も、③②の如き例と同列に考えるべきものである。

これらのように、Bの語の注記を和訓相当と見做して、実際の和訓に置換えるものが多いが、中には、Bの語に原撰本の注記のままを掲げて、和訓に置換えていないものも散見する。

③③ 〔図〕 日本 〔傍〕 川云俗用 (倭一字) 倭 〔傍〕 夜本度古度 (平半平上) (二七〇頁・玉部) (先掲⑤をも参照)

〔観〕 日本 〔傍〕 俗用倭 (一字) 倭 〔傍〕 ヤマトコト (平半〇平上) (法中二五頁)

- ③③ 〔函〕衣〔川云一名〕 〔函〕髮〔不知此法按寄介〕 (二四七頁・石部) 石〔云一名石〕 (三二七頁・衣部)
〔鏡〕衣〔字ヲサキコケ〕 〔函〕髮〔法中一三三頁〕 石〔云一名石〕 (法中一三三頁)
- ③③は、二つの方式が混在しているものである。
- 他にも若干のバラエティは存するが、いずれにせよ②⑧⑩が典型的な例であると言って良い。

尤も、以上は、上述第一類から第三類に掲げられた、図書寮本のBの語の注記からBの語にもAの和訓が当り得ることが知られる例の場合である。第六類や第七類に掲げられた例のように、そうではない場合においては、

- ③④ 〔函〕貨〔布〕 (前云依身美乃酒能) 〔字上平上七今案〕 (二七八頁・巾部) 幣〔川云一与貨同〕 (二八三頁・巾部) (先掲⑩をも参照)
〔鏡〕貨〔布〕 (サヨミノヌ) (法中一一〇頁) 幣〔二貨布〕 (法中一〇八頁)
- ③⑤ 〔函〕白〔云川云不〕 (二五八頁) 球琳〔川云求林二〕 (二六〇頁) 琅玕〔川云一〕 (二六六頁)
琬瑤〔通二〕 (一六五頁) 琬球〔川云瑤〕 (二六一頁・以上玉部) (先掲②⑦⑧をも参照)

〔鏡〕白〔玉〕 白〔玉〕 (法中二三頁) 球琳〔求林二玉〕 (法中二〇頁) 琅玕〔良十二〕 (法中一九頁)
琬球〔タマ瑤〕 (法中一四頁) (「琬瑤」は標出されず。単字「琬」「瑤」は標出されるもいずれも和訓なし)の如く、Bの語(③④)「幣」、③⑤「球琳」他)に対してAの和訓(③④)「サヨミノヌ」、③⑤「シラタマ」を当ててはいない。この点も注意される。

以上の他、原撰本がAの語のみを標出する場合、Bの語のみを標出する場合等についても検討の要があるが、今回は省略する。

なお、図書寮本と観智院本とを対比すると、観智院本の和名抄出典と見られる熟字訓の中に、図書寮本に登載されておらず、しかも上述②⑧⑩の如く原撰本の注記を和訓に置換えたとは考え難いものが若干存する。これらは、名義抄改編時、若しくは改編後に和名抄より追補されたものと考えられる。これについては、後に言及したい。

四、観智院本における、改編後に追補された和名類聚抄出典の和訓について

(一)

冒頭に述べた如く、改編本の一本である観智院本に登載されている和名抄出典と見られる和訓の中には、改編本の別の一本である蓮成院本には登載されていないものが含まれる。これらの和訓は、名義抄が原撰本を基に改編されて改編本が成立した(本稿ではこれについてのみ「改編」という語を用いる)以後に、改編本の或る一本において追補されたものと思われる。その言わば追補本が、観智院本(高山寺本、西念寺本も同)の祖本になっていてと考えられるわけである。

しかし、改編本には、既に原撰本を通して和名抄の和訓が多量に取入れられている。その上、どのような和名抄の和訓が追補されたのであろうか。ここでは、観智院本について、その追補されたと見られる和名抄出典の和訓が、和名抄においてどのような位置にあるのか、言換えれば、どのような場合に追補が行われているのかという点に注目して、検討を行う。

具体的には、和名抄出典であるという認定が行い易い熟字訓に限定して、その内、蓮成院本に登載されていないもの(即ちこれが追補訓となる)を、和名抄と対照する。その際、出所となっている和名抄の条を、先の検討と同じく第一類から第九類に分類した上で、それに観智院本を突合せする方法を採り、ここでもAの語、Bの語という点に注目したい。なお、総て佛上・佛中・僧上・僧中・僧下の例であって、図書寮本に対応部分が現存しないため、同本との比較は行えない。

〔第一類〕

A
⋮
B

和名同

A
⋮
B

訓同 等 (3例)

③⑤ (和) 婦人 日本紀私記云手弱女人本字婦人上 (箋注本、卷一83丁裏)

〔観1〕 女人ヲウヤメ (佛中六頁・女部) 〈高〉○ 〈蓮〉○
〔観2〕 ヒト人ヲウヤメ (佛中二頁・女部) 〈高〉○ 〈蓮〉×

右で、〔観2〕とした「婦人ヲウヤメ」が蓮成院本に登載されておらず、追補訓と考えられる。他方、〔観1〕の「女人ヲウヤメ」は、原撰本より継承されたものと考えられる。以下の挙例も、このような方式によって行う。

ここで、和訓の附された語が、和名抄においてAであるかBであるかを見ると、〔観1〕の原撰本より継承された和訓がAであるのに対して、〔観2〕の追補訓はBであり、他の2例も同様である。即ち、③⑥では、原撰本においてB「婦人」は標出されていなかったか、或いは標出されていても定石通り和訓は引かれず、改編時にも和訓が当てられなかったものと思われる。それを、後に和名抄によって追補したと考えられるわけである。以下第六類までは、総てBの語に対する和訓の追補である。

〔第二類〕〔B〕一名〔A〕〔B〕〔俗用A〕〔B〕等 (3例)

③⑦ 〈和〉 嚴器 魏武疏云漆瓮器俗用唐櫛匣三字魏武疏 (元和本、卷十四6丁表)

〔観1〕 唐櫛 ヒト (佛上六三頁・二部) 〈高〉○ 〈蓮〉○

〔観2〕 嚴器ヘカラシシテ (佛中四六頁・口部) 〈高〉○ 〈蓮〉×

冒頭に掲げた①「歳星アカホシ」も第二類の例である。

〔第三類〕〔A〕一云〔B〕〔A〕又用〔B〕等 (2例)

③⑧ 〈和〉 姑 爾雅云夫之母曰姑和名之没則曰先姑 (元和本、卷二20丁表)

外姑 爾雅云妻之母爲外姑與婦稱夫 一云婦母也 (以下略) (同右21丁表)

〔観1〕 外 ヒト (佛中一五頁・女部) 〈高〉× 〈蓮〉○

〔観2〕 ヒト母シトメ (佛中二二頁・女部) 〈高〉○ 〈蓮〉×

〔観1〕 鶴ハヤフサ 胡骨又(中略、和訓をシ) (僧中一二二頁・鳥部) 〔連〕○

〔観2〕 祝ハヤフサ (僧中一二六頁・鳥部) 〔連〕×

④④ 〔和〕 鹿脯 説文云脯音即和名探之々 乾肉也禮記云牛脩鹿脯音亦脯也音休 (元和本、卷十六20丁裏)

〔観1〕 脯音トリ 脯音ホシ、ホシ、シ(平平海上) ソシ、(佛中一一六頁・肉部) 〔連〕○

〔観2〕 脯音トリ 脯音ホシ、ホシ、シ(平平海上) ソシ、鹿音ヘホシ (同右) 〔連〕×

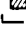
④⑤ 〔和〕 馬衣 左傳注云馬褐和名無馬被也 (元和本、卷十五4丁裏)

〔観1〕 馬音ムマキヌ (法中一二二頁・衣部) (参考) 〔関〕 馬川云平天末被溜(平平海上) (三三三頁)

〔観2〕 馬衣ムマキヌ 〔馬被同〕 (僧中九八頁・馬部) 〔連〕 いずれも×

第六類は13例存し、他の類に比べて用例数が多い。上述の如く、第六類では、原撰本においてBの語が標出されたとしても、そこに引かれる注文によって和訓を導き出すことはできない(④⑥⑦を参照)。そのため、これらの語には、改編時にも和訓は当てられず(④⑤を参照)、改編後において和名抄によってそれが追補されるということが比較的多くなったと予想される。ここに、追補の際の、和名抄の和訓に対する拡大解釈を端的に見ることができよう。なお、④⑤は、A「馬褐」とB「馬被」とのみの関係では第四類となるが、B「馬衣」と併せて便宜的に第六類に入れた。

以上第一類から第六類までは、全例Bの語に対する和訓の追補となっている点、注目される。

〔第七類〕 〔関〕 A  B (Bは単字、AはBを構成素とする熟字) (1例)

次の1例のみである。

④⑥ 〔和〕 鈿子 四聲字苑云鈿音鏝字亦作鏝鈿 所以利鋸齒也 (元和本、卷十五16丁裏)

〔観1〕 鈿音鏝字亦作鏝鈿 鈿音鏝字亦作鏝鈿 (同上) (僧上一三〇頁・金部) 〔連〕○

〔観2〕 鈿子ヤスリ (同右) 〔連〕× (但し「イ」本の熟字訓としてはあり)

この例の場合、Aの語に対する和訓が追補されている点、第六類までの諸例とは異なっている¹⁸⁾。先の図書寮本の検討において、第七類では図書寮本は全例Aの熟字に和訓を引いていた(20)(21)を参照が、右例の場合は、原撰本で単字のB「鱧」に和訓が引かれていたのである。

〔第八類〕**[B]** **[A]** (Aは単字、BはAを構成素とする熟字) (4例)

④7 〈和〉 鮪魚 唐韻云鮪扶板上海之重又輕音漢語抄云液里魚魚名也 (元和本、卷十九6丁裏)

〈親1〉 鮪扶板又文輕 (僧下六頁・魚部) 〈蓮〉 ○

〈親2〉 鮪扶板又文輕 (僧下六頁・魚部) 〈蓮〉 ×

〔第九類〕**[B]** **[A]** (Aは単字、BはAを構成素とする熟字) (4例)

④8 〈和〉 呪吐 病源論云呪吐上音見豆本美小兒由哺乳冷熱不調所致也 (元和本、卷三19丁裏)

〈親1〉 呪呬一見 (佛中四頁・口部) 〈高〉 ○ 〈蓮〉 ○

〈親2〉 呪吐ツタミ (佛中五四頁・口部) 〈高〉 ○ 〈蓮〉 ×

以上第一類以下、概してBの語に対してAの和訓を適用して採っていることが判り、先の図書寮本の検討結果に良く対応している¹⁹⁾。

改編後の追補訓は、このように和名抄におけるAの語とBの語との対に関わるものが大半であるが、それ以外に次のような例も存する。

④9 〈和〉 兄公 爾雅云夫之兄爲兄公之名古 (元和本、卷二20丁裏)

女公 爾雅云夫之姉爲女公之名古 (同右)

〈親1〉 兄公 (佛下末二七頁・八部) (「女公」はなし)

〈親2〉 兄公 (佛中一一頁・女部) 〈高〉 いずれも ○ 〈蓮〉 いずれも ×

これに關しては、三卷本色葉字類抄に、

〈色〉兄コシウト姪コシトメ (前田本、下4丁表・コ人倫) 女コシトメ姪コシトメ (同上)

とあり、和名抄の本文に「兄公・女公」と作るものと「兄姪・女姪」と作るものが存したらしいことが判る (元和本も箋注本も前者に作る)。〈観1〉の「兄公コシウト」は (何故か「女公コシトメ」は見られないが)、高山寺本、蓮成院本の対応部分が現存しないため兩本の存否を確認できないものの、恐らくは原撰本の拠つた和名抄では「兄公・女公」に作つていたことが予想される。それに対して、異種の和名抄本文をもつて〈観2〉「兄姪コシウト女姪コシトメ」が追補されたものと考えられる。

このような追補例が他にも若干存する他、更に別の事情による追補例も幾つか存するが、今回は説明を省略する。以上の検討により、観智院本における和名抄出典の和訓の追補の事情が、或る程度明らかになつたものと思ふ。これに關連して、更に次の三つの事を述べておきたい。

上述の如く、蓮成院本に登載されていない和名抄出典の和訓、即ち追補されたと考えられる和名抄出典の和訓は、大部分がBの語に対する和訓であつた。このように明確な傾向性が存することは、これらの和訓が蓮成院本において削除されたものではないことの傍証ともなつてゐる。仮に蓮成院本が削除したのであるならば、一訓一訓和名抄と照合して、直接和訓の附せられていないBの語について、その和訓を削除するという手の込んだ作業を行ったことになり、そこまでして和訓を削除することの利点や理由は考え難いからである。

また、追補されたと考えられる和訓の中に、第六類のように、原撰本が引いていただろう注記からはその和訓を導き出し得ないという例が、かなりの数存してゐた。更に⑨の如く、原撰本の拠つたものとは異なる種類の和名抄本文に拠つたと考えられる追補の例も存した。これらのことは、この追補が、名義抄の原撰本によつて行われたものではないことを証している。即ち、直接和名抄によつて行われたと考えられるわけである。²⁰⁾

更に注意される点として次の事がある。上掲③⑥④⑨の用例を眺めると、〈観1〉の原撰本から継承されたと思われる和訓には声点が施されているものが比較的多いのに対して、〈観2〉の追補されたと思われる和訓には声点が殆ど施されていない。また、前者には合点の附されたものが見られないのに対して、後者には合点の附されたものが間々存する(③⑥③⑦④④④⑨)。これらのことは、〈観1〉の和訓と〈観2〉の和訓とが同質ではないことの現れと見ることができ、前者が改編時に採られた和訓であるのに対して、後者はそれは別の時期に取入れられた和訓であるということの傍証となり得る。なお、和名抄出典の追補訓と同じく、観智院本、高山寺本、西念寺本の共通の祖本において取入れられたと考えられる新撰字鏡出典の熟字訓においても、やはりこれとほぼ同様の声点、合点の状況が見られ、この点も注目される。

以上の三つの事柄は、上掲の追補例のいずれについても図書寮本に対応部分が現存せず、同本との直接の比較ができない現状にあつては、特に大きな意味を持つて来る。

(2)

(1)では、蓮成院本に登載されていない例に注目して検討を行ったが、先に観智院本における原撰本の和名抄出典の和訓の受容法について検討した際、観智院本には、図書寮本との比較によって、和名抄より追補されたと思われる熟字訓が若干例見出されるということ述べた。本来の筋道から言えば、(1)の検討の前に、図書寮本との直接の比較による、これらの熟字訓の検討を行つておくべきであろう。しかし、これらの熟字訓は、用例数が少い上、蓮成院本との対比が行えない例が殆どであつて、なかなか明確な事が言えないという問題がある。しかも、後述するよ(う)に、(1)で問題にした改編後の追補訓(蓮成院本に登載されていないもの)とは異なり、改編時に和名抄によって追加されたと思われるものが大部分のようであるなど、単純には行かない点が多い。このような事情から、本稿では寧ろ(1)の検討を先に行い、それを踏まえた上でこれらの熟字訓に対して検討を加える方が有効であろうと判断

〔観〕 面子カホハセ(上上上) 平上ホツキ 平上ホツキ 平上ホツキ 二頁・面部

以上の観智院本の和訓は、いずれも、図書寮本にその標出語自体が見られないものである。従って、上述②③④のように原撰本の注記を和訓に置換えたとも考えられない。

尤も、⑤「飛瀧トキ」については、図書寮本の「瀧」に引かれた和名抄の注文中に「飛瀧」が和訓「多岐」と共に含まれており、改編の際、原撰本のこの注文に拠って「飛瀧」を新たに標出して和訓を附したとの可能性も考えられなくはない。⑥「足下アジタ」についても、観智院本の法下・戸部に「履アジタ」が見られることから、原撰本において「履」か「履」の注文に和訓と共に「足下」が引かれていた可能性があり、これに基いて「足下アジタ」を掲出したとの推測も成立たないではない。

ところが、②③については、「雄豆」「馬陸」は図書寮本の注文中にも引かれておらず、直接和名抄より採られたと考えざるを得ない。⑤「馬陸アマヒコ」では、やはり和名抄に基づくと考えられ、しかも図書寮本に引かれていない「百足一名」という注文も併記されている。

他方④⑤は、共に観智院本面部に登録されているが、図書寮本では、面部は篇目頌には掲げられいながら実際の本文中には存しないという特殊な事情が絡んでいる(注(4)を参照)。従って⑤⑥⑦とは別にして考える必要もあるが、いずれにしても直接和名抄から補われた可能性が考えられる。

さて、以上の⑤⑥⑦(或いは⑤⑥⑦は除かれるか)が、名義抄の原撰本ではなく和名抄より取入れられたのであるならば、(1)で取上げた改編後の追補訓(蓮成院本に不登録)の一部であるのかと言えば、そうは単純に行かない。右掲の内、蓮成院本と対比できるのは⑤のみであるが、蓮成院本にも登録されており、これによれば⑤は否となる(但し声点は施されていない)。また⑥⑦⑧⑨は、いずれも和訓に声点が施されており、(1)で述べた声点施点の傾向から、やはり改編後の追補訓である可能性は低い。残る②のみは、蓮成院本の状況は不明ながら、声点が施されてい

いことから、改編後の追補訓である可能性が残る。

このように、少くとも⑤⑩⑪⑬⑭⑮は、(一)の諸例の如き改編後の追補訓とは考えにくく、改編時に直接和名抄から採られた可能性が高い。即ち、名義抄改編の際には、原撰本から和名抄出典の和訓が継承されるのみならず、直接和名抄からも和訓が補われることがあったものと推測される。²³⁾

なお、右のように考えられるならば、先の検討で原撰本の注記を和訓に置換えたと見られた⑳㉑も、原撰本の注記のみならず、和名抄その物をも参照した可能性も考えられて来る。また、(一)で原撰本より継承された㉒考えた㉓㉔㉕の(観↓)の和訓の中にも、改編時に和名抄によって追加されたものが若干ながらも混在している可能が生じて来る。

以上、限られた用例から考えられることを述べてみた。

五、結 び

本稿における以上の検討は、言換えれば、名義抄における原撰本編纂の方法・改編の方法・改編後の増補の方法の一端を、和名抄を出典とする和訓を通して観たものであるとも言えよう。そして、このような過程を経て成立している観智院本の、和名抄を出典とする和訓には、

① 原撰本において採られ、改編の際に継承されたもの

② 原撰本において採られていた注記が、改編の際に和訓に置換えられたもの

③ (今ひとつ明確にならないが) 改編の際に和名抄より追加されたもの

④ 改編後に和名抄より追補されたもの

の四種の存することが判明した。

今後は、単字訓を含めた和名抄出典の全和訓について、更に検証を行つてみる必要がある。また、他の出典の和訓の撰取法についても、順次検討を進めて行く所存である。

注

(1) 図書寮本では、改編本諸本とは異なり、注記の二々に出典が示されるといふ特徴があり、「川(順)云」として掲げられるのが源順撰の和名抄よりの引用である。図書寮本と和名抄との両書の比較研究としては、吉田金彦「図書寮本類聚名義抄出典攷下一」(調点語と調点資料第五輯、昭30・10)、築島裕「訓読史上の図書寮本類聚名義抄」(国語学第三十七輯、昭34・6)、同「図書寮本類聚名義抄と和名類聚抄」(国語と国文学、昭和三十八年七月号)等の先行研究がある。

(2) 改編本の和訓には出典表示は無いが、和名抄の和訓が多量に含まれていることは、原撰本(図書寮本)の発見以前から知られており、夙に狩谷掖斎が「箋注和名類聚抄」において改編本名義抄を対校に用いているのを始め、岡田希雄の詳細な比較研究がある(「類聚名義抄の研究」)。

(3) 名義抄各本のテキストは以下による。

〔原撰本〕 図書寮本…勉誠社刊オフセット複製本

〔改編本〕 観智院本…天理図書館善本叢書複製本(用例の所在は便宜的に風間書房版による)

高山寺本…天理図書館善本叢書複製本

蓮成院本…勉誠社刊「醍醐寺四神指圖本三宝類聚名義抄」複製本

右諸本の内、完本は観智院本のみであるため、諸本の比較には制約がある。挙例に当っては、和訓の声点は(上平濁)の如く表示し、朱合点「へ」は原本のままに表示するが、他の朱点類は原則として省略する。なお、改編本の内、西念寺本は観智院本に非常に近く、現存部分も僅かであるので、今回は用いなかった。

和名抄は、原則として二十巻本の元和本を用いるが、図書寮本の引用が十巻本の箋注本により近い場合等は同本を用いる(箋注、読点・返点は省略)。これは、図書寮本所引の和名抄が現存の二十巻本、十巻本のいずれとも異なる種類の本である(注(1)論考)ための便宜的な措置である。テキストは、両本とも臨川書店刊の複製本による。

(4) 高山寺本、蓮成院本の両本に無いものも1例存するが、高山寺本には登載されているのが原則であり、例外的である。

(5) 出典の表示されない観智院本については、和名抄出典であるとの認定が比較的容易な熟字訓のみを対象としており、ここでもそれに合せた。

- (6) 観智院本の法上・法中の二帖に対応しており、水・ン・言・足・立・豆・ト・山・石・玉・邑・阜・土・心・巾・糸・衣の各部が存する。篇目領にはこの他、面・齒・色部も掲げられているが(篇目領では観智院本の部首に完全一致、実際の本文には存在しない。但し「色」字のみは邑部に入れられて存する。
- (7) 以下、本稿においては、夫々「Aの語」「Bの語」という仮称を一貫して用いる。
- (8) ⑩の「棚」は単字であるが、「射珠」が熟字であるので、以下もこのような場合は検討対象に含めている。
- (9) 後述第七類とも考えられるが、「A(ハ)B也」という関係を重視してここに属せしめた。
- (10) 「玉」と「白玉」とのみは第七類となるが、便宜的にここに一括した。
- (11) 第四類の⑫「柱礎」、⑬「青礪」は、続けて⑭「碩」、⑮「礎礎」が標出されており、その注文を見れば和訓を引出し得るといふ中間的な存在である。
- (12) 「墓」と「塚塋」とのみは第四類と見得るが、便宜的にここに一括した。
- (13) 和名抄における見出語の「樹汁」をも考慮する必要があるが(図書寮本水部には標出されず、今は除外して考える。
- (14) 望月郁子氏論考「類聚名義抄」改編についての覚え書き「和名類聚抄の扱いをめぐって」(研究報告静岡大学教養部、昭59・3)における「Ⅳ」図書寮本の「禾、与□同」「一名□」と観智院本和訓とが実質的には一致するものと重なる点もあるが、趣旨や視点に相違がある。
- (15) 蓮成院本の艸部、雑部は前部又は後部を欠き、しかも標出字の配列が観智院本と大きく異なっていて正確な比較が困難であるため、両部は検討から除外する。
- (16) 観智院本は「姑」の標出字に続けて「阿姑」「祖(姑)」「外(姑)」の三つの熟字を標出し、蓮成院本にもこの三つの熟字が存するが(第一冊29丁表、高山寺本には三つとも存しない(55丁表)。観智院本、蓮成院本に存して高山寺本に存しない熟字は概して稀であり、しかも三つ連続して存しないことを考慮すると、転写の際の誤脱等、特別な事情が考えられる。
- (17) 蓮成院本における「イ」本は、高山寺本と同系の本である。武市真弘「三宝類字集の和訓の傍書について」(宇部短期大学学術報告第十四号、昭53・1)他、拙稿「蓮成院本類聚名義抄の成立について」(異なる本文を有する部分の存在とその意味)「鎌倉時代語研究」第八輯、昭60・5)。
- (18) 第七類と次の第八、九類は用例が総て熟字に対する和訓となっているが、これは初めから熟字訓に限定して用例を探っているためであって、これらの類に、単字に対する和訓の用例が存在しないということではない。
- (19) 但し、上掲⑭⑮の例からも判るように、観智院本において、Bの語総てに和訓が与えられて追補されているわけではない。
- (20) 尤も今の段階では、厳密には、和名抄の和訓を載せている、他の何らかの文献より間接的に採られた可能性は残る。
- (21) 小松英雄氏が「日本声調史論考」(昭46・4)の第1部第2章「語調史料としての『類聚名義抄』」において、「図書寮本にお

いて加點されている和訓については、観智院本における対応部分において、やはり加點されていることがおおい。」「図書寮本になくて、観智院本にだけ採録されている和訓には、加點されていることがすくない。」と指摘されていることと関連する。

(22) 拙稿「改編本類聚名義抄における新撰字鏡を出典とする和訓の増補について」(熟字訓を対象として) (国語学第百四十四集、昭61・3)の観智院本の挙例と同稿の注29とを参照。これらについては、声点施点は皆無(「同」)で前訓を受ける例を除く、合点附きは75%と、更に顕著である。

(23) 但し、蓮成院本の法帖(水・ン・言部のみ現存)は他の帖とは本文の素姓が異なる疑いもあり(注(17)拙稿)、判定の規準となり得るかどうかが問題も残る。

(24) 但し、名義抄の改編に用いられた原撰本が、図書寮本と全同の本文であったかどうかは未詳であり、⑤⑩⑤⑤の問題の和訓が、所用の原撰本には登載されていたという可能性も現段階では否定できない。

〔附記〕本稿を成すに当り、小林芳規先生には終始暖かい御指導と御助言とを賜った。記して深謝申上げる。また、英文要旨作成に当っては、植木研介先生に大変お世話になった。併せてお礼申上げる。

On the Citations in *Ruijomyōgishō* of 'wakun' reading from *Wamyōruijushō*

Hideto YAMAMOTO

Ruijomyōgishō is a Chinese-Japanese dictionary edited in the 'Insei' and 'Kamakura' eras. The original version of the dictionary is 'Gensenbon' and it offers a lot of instances of 'wakun' reading (the Japanese way of reading of Chinese characters) including what have been cited from *Wamyōruijushō*. The last mentioned is an older Chinese-Japanese dictionary edited in the middle 'Heian' era and it provides many examples of 'wakun' reading. An enlarged version of *Ruijomyōgishō* is called 'Kaihenbon' and it contains many instances of 'wakun' reading as well.

As to the editions of 'Kaihenbon' we have four versions, and one of these is 'Kanchiinbon' and this version contains some more instances of 'wakun' reading which were added after the completion of 'Kaihenbon'. In 'Kanchiinbon' we find also some examples of 'wakun' reading which are supposed to be cited directly from *Wamyōruijushō*.

Therefore it is possible to divide the whole instances of 'wakun' reading in this version into four groups: The first group were strictly cited from 'Gensenbon' while editing 'Kaihenbon', which had originally been taken from *Wamyōruijushō*. The second group are those which, while editing 'Kaihenbon', were taken from the explanations in 'Gensenbon', though the explanations in Chinese characters were modified into 'wakun' reading. The third group were taken directly from *Wamyōruijushō* while editing 'Kaihenbon'. The last group were also directly taken from *Wamyōruijushō*, and added in

this version after the completion of 'Kaihenbon'. In this article I analyse and trace the instances of 'wakun' reading which appear in 'Gensenbon' and 'Kanchiinbon' as a representative of 'Kaihenbon', and I get to the above mentioned conclusion.